**自主防災会　規約**

**（名　称）**

　第1条　この会は、　　　　　自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

**（事務所の所在地）**

　第２条　本会の事務所は、　　　　　におく。

**（目　的）**

　第３条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

**（事　業）**

　第４条　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　　　　(1)　防災に関する知識の普及に関すること。

　　　　　(2)　地震等に対する災害予防に関すること。

　　　　　(3)　地震等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること。

　　　　　(4)　防災訓練の実施に関すること。

　　　　　(5)　防災資機材等の備蓄に関すること。

　　　　　(6)　その他本会の目的を達成するために必要な事項。

**（会　員）**

　第5条　本会は、　　　　　地区にある世帯をもって構成する。

**（役　員）**

　第6条　本会には次の役員をおく。

　　　　　(1)　会長　　名

　　　　　(2)　副会長　　名

　　　　　(3)　幹事　若干名

　　　　　(4)　監査役　　名

　　　２　役員は、会員の互選による。

　　　３　役員の任期は、２年とする。ただし再任することができる。

**（役員の任務）**

　第7条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

　　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。

　　　３　幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

　　　４　監査役は、会の会計を監査する。

**（会　議）**

　第８条　本会に、総会及び幹事会をおく。

**（総　会）**

　第9条　総会は、全会員をもって構成する。

　　　２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

　　　３　総会は、会長が招集する。

　　　４　総会は、次の事項について審議する。

　　　　　(1)　規約の改正に関すること。

　　　　　(2)　防災計画の作成及び改正に関すること。

　　　　　(3)　事業計画に関すること。

　　　　　(4)　予算及び決算に関すること。

　　　　　(5)　その他総会が特に必要と認めたこと。

　　　５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

**（幹事会）**

　第10条　幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

　　　 ２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

　　　　　(1)　総会に提出すべきこと。

　　　　　(2)　総会により委任されたこと。

　　　　　(3)　その他幹事会が特に必要と認めたこと。

**（防災計画）**

　第11条　本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

　　　 ２　防災計画は、次の事項について定める。

　　　　　(1)　地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。

　　　　　(2)　防災知識の普及に関すること。

　　　　　(3)　防災訓練の実施に関すること。

　　　　　(4)　地震等の発生時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

　　　　　(5)　その他必要な事項。

**（会　費）**

　第12条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

**（経　費）**

　第13条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

**（会計年度）**

　第14条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

**（会計監査）**

　第15条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

　　　　２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

**付　則**

　この規約は、　　年　　月　　日から実施する。

別表第１（第４条関係）

自主防災組織編成例



## （自主防災部は、その地域住 民間の交流を密にして、自主 防災会が計画する訓練へ積極 的に参加することはもとよ り、単独でも訓練，研修等を 実施する。）

消火班（班長）

避難誘導班（班長）

（　　　　　）　自主防災部

救出救護班（班長）

本部組織

（　　　　　）　自主防災会

会長

副会長

役員

情報班（班長）

給食給水班（班長）

消火班（班長）

避難誘導班（班長）

（各班の構成は隣近所で協力し合える人数を基本とする）

（　　　　　）　自主防災部

救出救護班（班長）

情報班（班長）

給食給水班（班長）

消火班（班長）

避難誘導班（班長）

（　　　　　）　自主防災部

救出救護班（班長）

情報班（班長）

給食給水班（班長）

備　考

# １ 住民組織の機構（活動分野）の１つとして自主防災組織を位置づける

ことが地域活動の一体性を図るうえで好ましいものであること。

２ この表はあくまで例示であり、各班の構成は地域の実情（例えば、が

け崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域では水防班

を置くなど）に応じて編成することが望ましい。

別表第２（第４条関係）

自主防災組織各班の役割例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動概要  班編成 | 平 常 時 の 活 動 | 災 害 時 の 活 動 |
| 各班の役割は、これを分担す | 災害の実情に応じた活動体制をとる。例 |
| るそれぞれの班が中心となり、 | えば、火災の心配のない場合には、消火班 |
| これに他の班が協力して実施す | は他の班の活動を支援する。このような方 |
| る。この活動により、区域内の | 法で全班が協力して災害に対処する。 |
| 住民の防災に対する関心を維持 |
| し、災害時における行動力を養 |
| う。 |
| 消 火 班 | ○火気使用設備器具等の点検 | ○出火防止及び初期消火活動 |
| ○石油類、プロパンガスボン | ○地震時における出火防止の |
| ベ等の管理状況の点検 | 呼びかけ |
| ○消火用資機材の準備と点検 |
| ○初期消火訓練の実施 |
| 避難誘導 班 | ○避難路・避難場所の周知と | ○安全な避難場所の指示 |
| 現状の把握 | ○要配慮者の避難と手助け |
| ○要配慮者の把握  ○避難誘導用資機材の準備と | ○避難誘導 |
| 管理 |
| ○避難訓練の実施 |
| 救出救護 班 | ○応急手当の知識の普及 | ○負傷者の把握及び救護所等 |
| ○負傷者等の救出と応急手当用資機材の準備と管理 | への搬送  ○負傷者等の救出活動と応急 |
| ○応急手当等の訓練の実施 | 手当等の救護活動 |
| 情 報 班 | ○防災に関する知識の普及 | ○災害情報の収集と伝達 |
| ○研修会等の開催 | ○防災機関に対する災害 |
| ○情報収集・伝達用資機材の準備と管理 | 状況の通報  ○避難勧告等の伝達 |
| ○情報の収集・伝達訓練の実施 |
|  |
| 給食給水 班 | ○食料、飲料水等の備蓄物資 | ○応急物資・応急給水等の実施 |
| の備えの呼びかけ |  |
| ○炊飯用具等の準備と管理 | ○炊き出し等の給食活動 |
| ○炊き出し訓練の実施 | ○給水活動 |
| ○給水訓練の実施 |
| その他地 域 の実情に 応 じて必要 と さ れ る 班 | 例えば、がけ崩れのおそれのある地域では巡視班、水害のおそれのある地域 では水防班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害 時の活動を定める。 | |